

定 款

一般社団法人 埼玉県自動車整備振興会

制	定	平成24年	3月21日
認	可	平成25年	3月19日
施	行	平成25年	4月 1日
一部改正		平成26年	6月18日

一般社団法人埼玉県自動車整備振興会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人埼玉県自動車整備振興会（以下「本会という。」）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、自動車の整備に関する設備の改善及び技術の向上を促進し、並びに自動車の整備事業の業務の適正な運営の確保と健全な発展に資するとともに、会員相互の支援・交流・連絡その他会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本会としての意見を公表し、又は適当な行政庁に申し出ること。
- (2) 陸運業務に協賛すること。
- (3) 必要な調査研究を行い、統計を作成し、資料を収集し、若しくはこれらを公開し、又は情報を提供し、若しくはあつせんすること。
- (4) 講演会、講習会又は展示会を開くこと。
- (5) 自動車の整備又は整備事業に関し、自動車の使用者等の苦情を処理し、又はその相談に応ずること。
- (6) 自動車の整備に関する技術の向上及び自動車の整備事業の業務の運営の改善に関し、自動車分解整備事業者等の相談に応じ、又はこれらの者を指導すること。
- (7) 自動車分解整備業の構造改善事業の推進、指導等に関すること。
- (8) 自動車の整備についての普及、啓蒙、広報に関すること。
- (9) 自動車整備士二種養成施設の管理及び運営。
- (10) 会員の福利厚生及び親交並びに相互の啓発向上に関すること。
- (11) 自動車損害賠償責任保険並びに自動車損害保険に関する代理店業務。
- (12) 自動車検査登録印紙及び自動車審査証紙の売さばき業務。
- (13) 自動車税証紙並びに自動車取得税証紙の売さばき業務。
- (14) 収入印紙並びに自動車重量税印紙の売さばき業務。
- (15) 会館並びに検査施設等の管理運営。
- (16) 事務所の賃貸等不動産の貸付事業に関すること。
- (17) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第 3 章 会 員

(本会の構成員)

第 5 条 本会の会員は、埼玉県内に住所を有し、自動車分解整備事業を営み、且つ本会の趣旨に賛同する者とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書を会長に提出して、申し込まなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第 7 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対して、除名した旨の通知をしなければならない。

(会員資格の喪失)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 2年以上会費を滞納したとき。
- (2) 総会員の同意があったとき。
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 退会したとき。
- (5) 後見開始または保佐開始の審判を受けたとき。
- (6) 除名されたとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

3 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金は返還しない。

第 4 章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに会員に通知を発しなければならない。

(議 長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することができる。

(書面表決等)

- 第18条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した会員のうちから選出された議事録署名人2名以上が、記名押印しなければならない。

第 5 章 役 員

(役 員)

- 第20条 本会に次の役員を置く。
- (1) 理事 15名以上20名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、4名以内を副会長、1名を専務理事とする。
 - 3 前項の会長を一般法人法上の代表理事とし、専務理事を業務執行理事とする。

(役員を選任等)

- 第21条 理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。
- ただし、総会で必要と認めるときは、会員以外から理事のうち3名以内及び監事のうち1名を選任することができる。
- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。
 - 3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本会の職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序に従い、総会又は理事会を招集し、その議長となる。
 - 4 専務理事は、事務局を統括するとともに、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。
 - 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で支給することができる。

2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(顧問及び相談役)

第27条 本会に、任意の機関として顧問及び相談役をそれぞれ3名以内で置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の同意を得て、本会に功労があった者及び学識経験者の中から会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問及び相談役には、第24条第1項及び第26条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事又は監事」とあるのは「顧問又は相談役」、「理事及び監事」とあるのは「顧問及び相談役」と読み替えるものとする。

第6章 理事会

(構成)

第28条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(招 集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議 長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決 議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第 7 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第34条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第35条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の決議を得て会長がこれを定める。

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分)

第39条 毎事業年度の決算において剰余金が生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第40条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において出席理事の3分の2以上の決議を得なければならない。

2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も同様とする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 委 員 会

(委員会)

第44条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、理事会において選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程によるものとする。

第 10 章 事 務 局

(事務局)

- 第 45 条 本会の事業の円滑な運営を図るため、事務局を設置することができる。
- 2 事務局には、所要の職員を置く。
 - 3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
 - 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

第 11 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

- 第 46 条 本会の公告は、電子公告により行う。

第 12 章 雑 則

(細 則)

- 第 47 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は 入山明人、業務執行理事は 安藤進二 とする。
- 3 社団法人埼玉県自動車整備振興会の会員である者は、第 6 条の規定にかかわらず、前項の設立の登記の日に本会の会員になったものとみなす。
- 4 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度開始日とする。
- 5 社団法人埼玉県自動車整備振興会の諸規定等は、一般社団法人埼玉県自動車整備振興会の諸規定等として引き継ぐものとし、法人格の標記は読み替えるものとする。
- 6 この定款の一部改正は、平成 26 年 6 月 18 日より実施する。